

受理番号	受理年月日	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	送 付 委員会名
5 年 第 10 号	5. 2. 27	<p>茨城県人権に関する県条例の制定等に係る要望について</p> <p>下妻市政の推進については、平素から格別の理解、高配を賜り、厚く御礼申し上げます。</p> <p>人権は、一人ひとりが幸せに生きるための権利であり、日本国憲法は、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と定めている。</p> <p>「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」や「部落差別の解消の推進に関する法律」が制定されるなど、人権に関する法令や諸施策が図られてきているが、依然として、同和問題をはじめ、障害のある人、女性、高齢者、子どもなどに関するさまざまな人権問題が存在する。さらに、情報化社会の進展に伴い、インターネット上における差別的書込みによる人権侵害など、新たな人権問題が生じてきている。</p> <p>このような中、茨城県内でも、本市をはじめとする特定の地域について、被差別部落であると指摘するような情報や関係者の苗字がインターネット上で発信、拡散されており、現在も閲覧が可能な状態にある。</p> <p>下妻市議会は、茨城県内での、同和問題をはじめとするさまざまな人権課題の解決のために、下記のとおり要望する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人権に関する県条例を制定すること。 2 人権侵害を禁じることを主旨とした法整備を国に働きかけること。 	下妻市議会 議長 廣瀬 榮	保健福祉 医療